



Title	イスパニア国婦人労働：1961年7月22日法律第56号を中心に
Author(s)	山崎, 俊夫
Citation	大阪外国語大学学報. 1981, 53, p. 135-150
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/80850
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

イ ス パ ニ ア 国 婦 人 労 働

—1961年 7 月22日法律第56号を中心に—

山 崎 俊 夫

Trabajo femenino de España

---En torno a la Ley 56/1961, de 22 de julio---

Toshio YAMASAKI

Sumario

Este artículo de trabajo, se ha presentado como ponencia al Undécimo Congreso Nacional de Asociación Especialista de Trabajo, en ocasión de la Asamblea Nacional 29 de mayo de 1981 (lugar: en la Universidad de Kinki, Osaka, Japón).

Contiene siguientes traducciones principalmente sacadas de “La mujer en la nueva sociedad”, Colección ‘Nuevo Horizonte’, Ediciones del Movimiento, Madrid, 1963:

Introducción (pp. 5 hasta 10), Palabras de Pilar Primo de Rivera, en el Pleno de las Cortes Españolas del día 22 de julio de 1961 (pp. 89 hasta 91), y LEY 56/1961, de 22 de julio, sobre derechos políticos, profesionales y de trabajo de la mujer (pp. 93 hasta 97).

Y, además, misma Ponencia de YAMASAKI, y también otros dos capítulos traducidos del libro dicho arriba:

La mujer y el desarrollo económico (pp. 41 hasta 44), y Participación de la mujer en la actividad económica (pp. 45 hasta 50).

日本労務学会第11回大会
(自由論題の部報告要旨)

スペインの婦人労働

—1961年 7 月22日法律第56号を中心に—

山 崎 俊 夫

本日はこの報告のために貴重な学会の御時間を頂戴致しまして、まことに光栄かつ有難く厚く御礼申し上げます。1960年から4年次毎に分けて展開されて参りましたスペインの国民経済・社会・文化の発展計画に、婦人労働がどのような心情で受入れられて来たか、その経緯を説明している三篇の拙訳翻訳資料を以ちまして御紹介して参ります。なお、今回取上げることのできなかった経済的側面の分析資料2篇の翻訳を、本日の報告要旨に添えまして、本年度の大阪外国語大学学報文化篇(5月30日/切)に収録してもらうことになっております。方法論の基礎として、緩慢な足取りながら30年来一貫して没頭して参りました個別資本説の国際比較論的展開の試みを旨とした報告を目指すものであり、後ほど先生方の学術的御教示が戴けますならば幸甚でございます。よろしくお願い申し上げます。以下、報告要旨をそのまま読み上げて参ります。

新らしい社会における女性(訳)

—コレクション《ヌエボ・オリソンテ》—

序 文

「女性は未来の社会において如何なる機能に従事すべきであるか」という問に対しては、二つの系譜の答えが出て来る。一方では、経済・社会部門(オルデン)における女性の役割に関する答えであり、他方の側からは、諸権利の主体としての、すなわち、能力上の完全な人間としてのものであり、その名称では、長年、特権として男子に与えられた法律行為が再検討して取戻されることになる。

上記第一の系譜の答えに関することでは、歴史的に見て、1848年からの産業の発展と、その日以来女性が条文制定化せられた司法的な継続的顕現との間に、密接な平行線を看取して興味深いことである。最初に機械の出現により、後に工業における電気エネルギーの使用により、そして更に後に、われわれの時代に核エネルギーと及び自動化プロセスの産業界における侵入によって生ぜしめられた産業上の諸革命は、それ自体、第一の要請に人間労働についての質的考慮における損失なるものを齎らした。上記のことはこの更に後になって修正せられたが、今以って修正の過程にある。然し、われわれのテーマにとって大事な点は、人間労働が、その執行のためにきわめて深い職業的準備を有することを必要としない執行行為として考えられるに及び、企業家たちは女も男も同様に骨の折れる作業職能の従事のために立ち向かって仕事をするものとして理解したことである。上記のこのようにして、初めには否定的であったものが、女性が社会の征服の冒険を始めて、やがて、労働の組織に就ての新らしい概念が上記のこの執行を価値評価し、また骨の折れる作業上の事務を難かしい特殊専門性のものに変化して、職業的素養形成上事前に強度の予備期間を必要とすることになった時には、女性共は結果的に既に社会的な地位に到達してい

て、これを放棄することを望まなかった。彼女たちは頑強に抵抗し、勝ったのである。20世紀の最初の数年間（5年単位で何度かを重ねた）女性の闘いが現われたが、もはや労働への権利を確保済みで、他の諸権利をも獲得達成し、かつ十分にそれらを行使しようと望んだ。それもまた達成された。数度の世界大戦、特に第二次大戦は、すべての戦う諸国に、その全生産能力を伸張することを余儀なくさせた。ロンドンにそしてベルリンに、殆んど一斉に時を同じくして、トラックを運転し、軍の司令部に奉仕し、若しくは工場で男子を補充して代わるために軍服を着用した最初の女性たちが現われた。上記のこの時に英雄的な導入の変化で、社会は遂に女性が、初めは男が重要な社会的職能機能に従事するためにその肉体的特殊条件で凌駕していたその同一能力を有するに到ることを容認した。今日では内閣、県政府、市庁に働らくいろいろな女性を到るところで世界的に見るのである。女性は歴史に向けてその地歩が開かれた。そして、彼女らの努力は顕著で美しいことを認めなければならない。

* * *

スペインでは、女性の、その完全な値打にまで到る道程は、他の諸国におけるよりも更に速度緩慢であったが、基本的にはスペインの経済的遅れの故であった。然し、またもっとがまんし難い他の理由、例えば、多年の間にわたるその公民権の自由な行使を女性に妨げていた社会的偏見の重圧などに原因が由来している。その他の問題におけるものと同じで、上記のこの場合においても全スペイン人にとっては不幸不運で失敗に帰した第二共和国であったが、然しながら、或意味での進歩は獲得した。知的で、時に常軌を逸した女性は、共和国の時代に生まれた創造物であった。充分な数では、スペインの大学に共和国時代まで當て女子学生はいたためしがなかった。他方、共産主義運動によって煽動せられた女性労働者たちもまた多くの制約桎梏を打破った。もっとも、破壊の過度な乱行は、本書の或る章にも見るように、条件的にそこが女性らしいところで、女性の条件の本質的効果で終止符が打たれたのではあるが。

然し、スペイン女性が決定的に任務を帯びて立ち上がることが出来たのは、全国革命によって1936年からのことであった。体制制度上の組織名称であるF.E.（ファランヘ・エスパニョールスペイン国民同志党）の婦人部こそが、スペインの女性たちの現在及び将来の全事実を説明・評釈される中心軸となる筈である。婦人部は、戦争の重労働で鍛練されたが、幾度びか、その犠牲の及び戦闘の能力についての証明を示しており、今日ではスペインの最も生粋の現実的実体の一つとなっている。不謹慎、不遠慮な態度も見せず、また行き過ぎた手段を伴うこともなく、婦人部はスペインの祖国に新しい型の女性を創り上げて来た。上記のこのわれわれの是認肯定がどの程度まで確かなものであるかを考慮勘案するために支えとなるには、多数の養成所の一つを訪問してみることである。婦人部が創り上げた上記のその、スポーツ的で、健康な、快活な、教養ある、及び真面目な娘のタイプ（型）は、未来のスペイン女性の姿画像なのである。

婦人部はスペインの歴史のなかの恰好な時期に生まれたが、まさにその時期にあって、スペインで、女性が、その積極的な社会への組入れを始めるための必要な成長の刺激を獲得したのであ

る。婦人部は聡明と実直さを以って上記のこの歴史的な結びつき（横断的な絡り合いの時期）を利用し得ており、今日の我々の生きている時期期間の歴史が書かれる時には、その行動を提示する必要があるのであるが、われわれの判断では、話題テーマがすぐれて取沙汰された経験はあまりなかった模様である。婦人部によって問題テーマには常に、ふさわしい、親愛なまた誠実なものが感得せられて来ているが、然し、充分な程度に、また、その全体規模における価値評価がなされて来たとは云えないうらみがあり、上記のこれら女性たちは、騒ぎ立てることもなく、頑として強靱に、うまずたゆまずかつ寛大にその課業を遂行して来たのである。

周知のスペイン娘のタイプが存在する。美人であると共に同時に働らき者で、ちょっとマルタでまたちょっとマリーアであり、殷ぎんかつ真面目であって、衣裳や子供たちのこと、女友達と口紅のことなどきわめて繊細にそうした女性の事柄に気を配り、同時に、彼女の国家の、社会の、同胞の、全世界の諸問題にも気を使っている。このタイプの娘は徐々に増えて来っており、また、今日ではもはや快適な習慣となっておって、はっきりとは口に出して云われていないが、婦人部の創り上げたものとなっている。今日なおスペインに存在する見放なされたあきらめの因習的なこだわりをもつ問題の大量の女性たちを前に対置して、また、世間知らずの欠陥教育によって着飾ざっているその他のいっさいのよく見受ける女性たちに対処して、上記のこれら婦人部の娘たちは、まさに、未来のスペイン女性の鑑みなのである。問題をめぐって大へん厄介な禍わいの代物（しろもの）のあることはわれわれの夙に知っているところである。然しながら、いや応なしに黒白をつけて始末をしたいと思うのがわれわれの考えである。つまり、こうしてこそスペイン女性のあるべき将来がわれわれの思い通りにかなったものになって来るのである。

婦人部は新聞記者を作り、スポーツ女性を作り、女性教師を作り、芸術家を作り、また同時に調理師を作り、婦人服や帽子のモード仕立職人、畑作り、工員技手を作り上げて来た。女子大学生の60%—最良のエリートである60%—はその婦人部が創り上げたものであり、かつ、農村女性の60%もまたそうなのである。他の30%は時代の産物であり、われわれの時代の経済的また社会的情勢が然らしめたものである。従って、婦人部の出現がなかったならば、スペインの女性人口の最大にして最良の部分が失われていたに違いない。

スペイン民族伝承の大部分の復活再現—それは後にそうした民族歌謡と舞踊で全世界でのスペインの最良の大使館であったし、またそうであるものに総合してまとめられたが—とスペイン職人技術階層と文化の伝統と慣行との情愛を籠めた育成看護は婦人部の重要な仕事となって来た。然しながら、とりわけ、組織体制制度機関は、着実にかつ時代に合わせてスペインの女性を社会に組入れ挿入するために役立って来たり、また引続き奉仕し続けて行く筈である。伝統と近代化のその困難な結合は、《新横断平準社会運動》（ヌエボ・オリソンテ）シリーズが何度も取扱いに努めたものであり、かつ、現在のスペインの諸問題をきわめて決定的に限定して行くものであるが、婦人部によって達成せられて来た。これは、旧カスティリヤ地方の庇護の下に、未来の時代の建設に役立つ能力ある女性を形成するのであり、今やカスティリヤ地方における象徴化がな

されているだけではなくて、鉄鋼プラント、作業所及び学校で進捗しているのである。

以下に章を追って、われわれは女性の社会活動につき基本的規模を明きらかにしようと企図した。将来に向かってのスペインの可能性が上記のその活動に大いなる程度に依拠している旨を繰返し強調することは肝要なことである。だから、スペインで婦人部が果たしつつある課業は、スペインの歴史的実践計画（プロジェクト）を構成するあらゆることの中から最も確約された、かつ、緊要なものの一つなのである。従って、われわれの認識とわれわれの評価に、またわれわれの要請に値いするものなのである。未来の女性は、婦人部が示して来た道を通して歩むことになるだろう。芳ぐわしくもまた効果ある道なのである。生活を飾る花というその条件を越えつつも、しかもまた最も豊かなかつ最も正しい秩序の建設において、男子と共に肘を競い合って、労働に熱中して励んで行くのである。

従がって、女性をめぐる上記のこのような理想が、丁重にスペインの女性同志に、つまり彼女らの柔軟なまた繊細な歩調と、彼女らの歌声で、この最近25年来の最良のスペインを充満させて来た「婦人部の娘たち」に献げて充当されて行く所以である。

（以上序文 5 頁から10頁）

1961年 7 月22日法律第56号

（官報1961年 7 月24日第 175号）

女性の政治的、職業的及び労働上の諸権利

1961年 7 月22日スペイン国会（総会）における、婦人部全国代表、カスティリョ・デ・ラ・モッタ伯爵、プリモ・デ・リベラ、ピラル女史の言葉

国会議員の皆さん：

国会議長の御親切なお言葉がございましたので、ここで、これまでの御支持及び充分な理論的経緯資料を以ちまして、これから皆さま方によって本法案の立法公布宣言を可決していただくまでの運びになりましたことに、すべての関係のかたがたへ御礼を申し上げ度く存じます。婦人部局の内部にあって本法案の原案を作成された方々、報告要旨を作られた方々、とりわけ委員長に対して、及び草案及び提出されました修正案を熱心に検討してくださいました2名の国会婦人議員を含めての委員会構成の方々に、また、わたくしたちの意図を諒とせられて御署名下さいました3百名を超える国会議員の皆様方に、また、宏大な責任感を以って上記草案を御検討賜りました各大臣の皆様方に、またすべての上にフランコ總統に数多のお世話さまになりましたことを御礼申し上げます。

御挨拶に続きまして、極わめて簡単に、ファランへの婦人部が国会に本法案を提出致しました理論的な経緯資料の御説明を申し上げます。

婦人法といったようなものではないございません。若しそんなものを私共が作ったと致しますと、私たちはホセ・アントニオにそむくことになりましょう。人間的で、また女性に結びつくあらゆる諸問題に丹念な経験から生まれた働らく女性のための公正規範以外の何ものでもございません。私たちは毫も男性と女性を二つの等質の存在たらしめる積もりはございません。自然的にも、生活における遂行への合目的な意味合いから致しましても、両性は決して同等ならしめられるものではございません。然しながら、職能上の役割機能の平等性において平等の権利を持つと要請することはできるわけでございます。女性の労働は、わたくしどもの否認できない具象的かつ普遍的な事実でございまして、また、まさに上述のその事実の上に立脚してこそ、私共が本法を以て要請しておりますところは、必要上、労働に向かわしめられる女性が、可能的最良の条件でそれ（労働）を行こなうようにしたいわけでございます。従がいまして、本法はフェミニストな（女性中心の）ものではなくて、逆に、女性に生活の便宜手段を付与する目的で、殿方が、一番弱い血管血筋の部分である女性にお認め下さる援助の支さえとなるようにと願うてのものなのでございます。

男性のサラリーが女性、とりわけ既婚女性の労働する必要のないように充分な報酬であると致しますならば、私共にとりましてまことに願ってもない最高のことでございます。若し家庭生活が充分に備わっていると致しますと、女性の90%は労働に出ては働らないであろうと私は皆様方に断言してはばかりません。私共女性にとりまして、あらゆる問題が解決され尽しておりますならば、それこそ申し分ない結構なことでいちばん望ましいわけでございます。けれども、婚姻の第一義的目的である子息の養育看護と教育を目的として充分に行届かせるには、ただにスペインに限りませず、世界中に、女性の労働を放擲しては忘れ去ることのできない家庭が無数に存在致しております。そのような次第で、私の見ますところでは、事実の完全な包括規制となってくれる本法の出現は時宜を得たものと存じます。

一方、私共はお力のある方の御助言を賜わりまして、本法が婚姻生活をかき乱すことのいっさいございませんように必要なあらゆる配慮をして戴きました。私共にとりまして、神の法律(教会法)は神聖なものでございます。けれども、教会こそ、恐らくまさに最も熱情をこめて私たちの願望が正しいものであると考えさせて御支持下さったものと信じております。冷静にそのように考えまして私共は心安すらかに存じております。のみならず、労働を保護し、とりわけ、女性の勉強への保護がなされます際に、私共はそうした保護に対して暴力を用い不法行為をおこなってはならないことを充分心得ております。教養ある、洗練されたセンスを持った女性は、その彼女自身の教養文化を通して、彼女の子息の良き教育者となり、彼女の夫の最大の伴侶となります。婦人部には何千という無数の大学出身の既婚者がおりまして、彼女たちの家庭で互いに理解し合い、意思感情の通じ合った模範的タイプのモデルとなっております。ホセ・アントニオが申しましたように、女性は「御世辞を真に受ける馬鹿女」で終始しているわけには参らないのでございます。その基本的な美德である克己忍従の犠牲というものは、若し彼女が文化的教養の基礎を持

っておりますときには、より一層、遥かに自覚を高めかつ効果的にその献身を發展成長させて参ります。けれども、上に申述べましたほかに、独身女性若しくは寡婦である一連の女性がおりまして、彼女たちの生活が、親戚縁者からの手により寛恕を仰ぎ若しくは心の古傷をいやす慈悲恩恵を受け得ないでいるわけでございますが、彼女たちはみずからの手で自活できますし、またしなければなりません。また、若し、例えば大学に合格したような場合、また、男子同様のその努力と資格が認められて、さっそくそれに相応わしい機会が彼女たちに与えられて当然でございます。崇高な競争場裡にあつては、それ相応に値いする者が勝ち抜いて参ります。何事においてもでございますが、スペインは、競争者がいっそうはげしく競い闘わなければならないときに、その文化の平均水準の向上の上で獲得し得るものがございましょう。

また一方、ここでの要求には決してこと新らしいものは何もございません。もっぱら職域が拡大されているだけに過ぎません。と申します理由は、既婚若しくは独身の師範者（教師）は何時の世にもございましたし、多くの場合、家庭生活いっさいを投げうって働らかなければならない女子店員、看護婦、女子事務職員や女性労働者は常にありました。私はドン・エウヘニオ・ドールスさんと同じで家事（オガール、飯焚き、台所仕事）という言葉が嫌いでございます、家庭（カサ、家）の仕事という言葉が遥かに美しくひびきます。また、上述のこれらの場合には、本法が規制をして行くことになっておりますように、配偶者の権利、及び婚姻からの乖離（離婚・別居）及び家族生活の諸困難を回避する方向へ延ばし得るあらゆる事柄が検討せられました。通過して参りますところはまた、女性の労働に関して、これまで冷酷（無感覚）に後退を生じて来ていたものでもあります。それが宣言せられる一般的性格の規範基準規定が全然なしには、女性は各種団体に入団するために召集されて行く採用試験から徐々に弾じき出されてしまった次第でございます、斯くては男子に対すると同等の権利を彼女たちに付与しておりますスペイン国民憲章からの落ちこぼれ脱落を生じて参ります。

まことに有難うございました。また、皆さま方が御可決になるところが正しいものであることは誓つて間違いございません。そうしたことにこそ私共は馳せ参じました次第で、スペイン国民のために「祖国とパンと正義」が獲得されることになります。それはまた、私たちにお命じになつておられる総統の御意思にも添うものなのでございます。

スペインの弥栄を祈念致します。

（以上89頁から91頁）

女性の参政権、職業権及び労働権に関する1961年7月22日法律第56号（1961年7月25日官報第175号）

政治上、職業上及び労働上の権利のスペイン国民による資格権限の取得及び行使にあつては、性別及び身分に基く無差別原則がスペイン国民憲章によって成文的に認められている。その第11

条は「すべてのスペイン国民は、そのメリット及び才能に従がい公的任務及び職能上の機能権限に従事することができる」ことを宣言しており、また第24条は「すべてのスペイン国民は働らく権利及び社会的に有益な何らかの行為に従事する義務を有する」と定めている。本法が目的とするところは、そのような諸原則への展開と実際の適用を企図し、過去に属する社会論的情勢を基調にした、スペイン女性の素養にも才能にも凝集されることのない、また、労働及び責任の職位及び課業への明きらかな促進ともならない制限と差別を禁止することに外ならない。

スペイン女性の社会行為に関する法的規制に当面する規範規定全体は常にその成文化にこれまで影響を及ぼして来た、若しくは現に影響を及ぼしている上記これら二つの条文の規定する事情を視野に据えていなければならない。すなわち、第一に性別であり、第二に身分である。

性別に関することでは、そのみを以てしては制限を課し得ないことは明らかな帰結である。1958年4月24日の、民法典改正に関する法律の前文が云っているとおり、性別はそれのみによつては民法典分野で、法律司法関係におけるその介入の効果により何らかの意味合いの女性の能力の制限に導びかれる取扱上の差別を決定することがあってはならないのである。上記のこの一般原則そのものこそが、政治的、職業的、労働上の権利の領域に移管せられるべき点であり、また、このことが本法を生ぜしめた所以なのである。同法において一般原則に定められている諸制限は、その微細に互る適正化を冗漫かつ無用のものたらしめるきわめて容易かつ明確な自然的事実若しくは情況を基盤にしているのである。とりわけ重要であつて、また本法の基軸の一つであるところは、女性に与える参加就職の可能性なのであり、出所の如何を問わず派生したその条件からの、公務員の別個の団体及び職歴への、公的及び私的民間のあらゆる種類の管理の役務への、いっさいの制限を伴うことなく、並びに、法外な努力を要する労働の存在からの派生契約でさえなければ他の何の制約も伴わないその労働の取引契約締結のための充分な全才能の検査認識であつて、ここに云うそのような無理な労働とは純自然的性格のものと共に、スペインによって批准せられた草案に関する国際協約が制限を課しているものの趣旨である。

第二に、本法が企図するところは、明らかに、もっぱら既婚女性に関するものであつて、法的制限では、この民法典は1958年に民法典の改正で更に確認せられているのであるが、婚姻は、自然法、宗教及び歴史が夫に帰属付与せしめている戸主権を必要として要請している。労働憲章の宣言第二節によって宣せられたスペイン国の綱領をそのまま生かして、既婚女性への作業労働と工場労働からの解放の宣言は綱領として維持せられる。然しながらこの綱領宣言の規範規定は、既婚女性に対して、手工的でない職業の一追加して生ずるところによる一多重多様性の就職アプローチを禁ずるものではなく、手工業的職業に関しては、恩恵よりもむしろ弊害を生ずるからであり、そうではなくて、夫の実質的な、かつ名目的でない勤労からの所得の一般的向上引上げによる以外は、差別的及び禁止的規範規定による達成は許されないし、また、してはならない。このことは他の綱領規定と綜合一体化して、住宅についての綱領規定を明示し、国家（政府）は不眠不休の努力を献げているが、家族の長に、その労働と努力に応じて、その家族のための生活に

相応わしい水準の維持を許しているのである。

国家労働機関党 (F. E.) 及び国家産業労働会議 (J.O.N.S.) の婦人部は、この最近四半世紀を通じてスペイン女性の養育を委嘱せられ担当して来たが、その養成計画は祖国の役務 (サービス) へ向けて計画 (プロジェクト) せられたものであり、あらゆる時期を通じてその実のり豊かな仕事を方向付けし、かつ指揮して来て、その女性としての条件が賦課する制限以外の他の諸制限を伴うことなく、完全に有能であるとされる公的及び民間私的職業及び課業への女性の就職を獲保するという理想を各種性格の国民総会に満場一致で同意してもらえる方法を把束実証することができた。

従がって、甚だ適法な意図が、スペインの実定法秩序に適正に反映されることが便宜であると考慮し、女性の政治的、職業的及び労働上の権利を規制する道に踏切る法律の原案をファラン婦人部が作成した。かつ、これが 200 名以上の国会議員による署名を得て国会の議長席に回付せられた。

政府は、規制せられる法案の重要性を考慮勘案して、政府提出法案を作成し立法議案書に替えたが、軽微な修正を除いてはその大筋の基本的な線で最初のテキストを採択して収納した。

政府 (内閣) の権限効果において、かつ、スペイン国会による提案勧告樹立に基いて、立法措置する。

第 1 条、本法に定められたもの以外にはいっさい制限を付することなく、あらゆる種類の政治的職業的及び労働についての執行を目的とする、男性に対するものと同じ権利を本法は女性に対して認める。

第 2 条、第 1 項、女性は選挙に参加し、及びあらゆる公的任務の従事のために選出せられることができる。

第 2 項、女性は同様にして国家 (政府)、地方行政機関及び前者 (国政府) 及び後者 (地方行政機関) の従属自治的下部組織のあらゆる公的任務への従事のために任命せられることができる。

第 3 条、第 1 項、男性と同一条件で、女性はあらゆる公的行政管理職位 (ポスト) の充用措置を目的とする任用、選抜採用試験、及びその他いっさいの組織システムに参加することができる。

第 2 項、次の各号における加入参加は本条第 1 項における措置から除外せられる。すなわち：

a) 号、陸軍、海軍及び空軍の軍隊及び団体。但し、特別の明文による措置を通じて同上各軍隊及び団体の特殊的役務への就職が女性に認められているときはこの限りでない。

b) 号、その職能の従事のために武器の通常の使用を含める武装体制機関、及び団体、役務若しくは職階。

c) 号、文官の長官職、判事及び検察官の任務における裁判判決上の司法行政管理。但し、未成年者の保護及び労働上の司法裁判におけるものはこの限りではない。

d) 号、商船の有資格要員。但し衛生職を除く。

第 4 条、第 1 項、女性はいっさいの種類の労働に関する契約を締結することができる。

労働、団体協約に関する規制法規及び企業に関する規制法規では、民法上の性別若しくは親族・相続的身分に抵触しての差別をしてはならない。但し、上記最後に云う親族・相続的身分は労働関係の争訟裁判手続に審級変更して取扱いがなされることになる。

その過酷、危険若しくは非衛生的な性格により、女性に対して除外しておかなければならない労働は規制措置規定が定める。

第2項、労働上の措置規定では、等価値労働の配分の平等原則を確認する。

第5条、本法に認められた諸権利の行使のために夫の許可が法律によって要求せられるときは、明文を以って文書形で明記されなければならない。及び、たとえ拒否せられても、それが不誠実に、若しくは権利の濫用を伴ってなされたことを司法的に宣せられるときは、夫の反対若しくは拒否は効力を持たない。

前項の文言が云う司法上の判決は、女性の居所の第一審の判事により、当該女性の申立て、両配偶当事者からの意見を聴取し、最大限10日の期間内になされ、かつ、その他の手続もその後の抗告も伴わない。

末尾付則

第一、本法は1962年1月1日から発効する。

第二、本法における措置に背反するいっさいの諸措置は削除せられる。

第三、政府の権限（職権）で、本法に包含せられる諸規定の最善の遂行のために必要と認められる諸措置を公布制定する。及び、既得権を尊重し、その効力の上で現在まで発生した諸情勢に関する諸規則の適用のためにも同様に発令措置制定する。

1961年7月5日国会議事堂一委員長フェルナンド・スアーレス・デ・タンヒル、一委員会書記官—ラウレアノ・ローペス・ロドー、1961年7月22日、国家首長官邸パルド宮殿にて受理、—フランシスコ・フランコ

(以上93頁から97頁)

拙著『転換期のスペイン企業』（同文館）45頁の（註）では、最下段部分の記事が混線した脈絡の形になっているので、謹んで次のように加筆訂正する。（ ）内が加筆部分である。すなわち：

プリモ・デ・リベラ（一父ミゲル—）は、フランコ将軍の先輩でありながら、（上記息子のホセ・アントニオが）銃殺刑に処せられた悲劇の宰相である。米国でのTVAのリリエンソール博士とほぼ同時期に、スペインでもプリモ・デ・リベラ（一父ミゲル—）により、治水事業を根幹にした大規模な地域総合開発計画が立てられたが実現を見なかった。（息子ホセ・アントニオは）弁護士でヒューマニズムの思想家であり、（父子共に）学識深い将軍（一家の名門の出）であったが、経営思想史から見ても惜しまれる。

本報告では、プリモ・デ・リベラ侯爵家の末女（ホセ・アントニオの妹）ピラール女史のファランヘ婦人部長としての業績を主にも紹介することになる。

ファランヘの綱領は、もと、ホセ・アントニオによって作られたが、後にフランコ政権下の憲法で真っ先にその大綱が取入れられて、スペイン労働憲章（フエロ・デ・ツラバッホ）にまとまった。縦割上下垂直型のスペインの労働組織は、ファランヘの綱領で本来的にあるべき姿として強調されていたが、労働憲章にもそのままこの主張は持込まれて来た。然しながら、フエルテス博士も指摘してファランヘに勧告しておられるように、ホセ・アントニオの弟ミゲルの時代になって展開されたヌエボ・オリソンの運動の眼目は、ファランヘが全国の労働の共通利益を拡大増進させることのできるように、上記の主張を横断水平平準化の運動たらしめることにあった。ファランヘは斯うして、全国規模の労働組織全域に影響力を持ち、その指導力を普及させることになったが、婦人部もまたその運動の一環を推進して充分にこれを担当して果たすことになったと云えるであろう。憲法は慣習法的に為政者が国民に権利の保障を与えることを約束したものであるが、スペインの場合、社会的ないわゆる超上部構造契約の一構成要素である憲法は、他の軍法、教会法、国際法と共に、超上部構造側の政府から、国民に対して、核家族を媒介項にした婦人労働への保障を約束したわけである。スペインでは、女性の賃金に、たとえ未婚の場合でも、将来の結婚準備資金を貯えるだけの部分を含めた支払がなされていなければならない、婚姻後は核家族の子孫の養育に責任をもつ内容の充足がなければならないと通念的に理解されている。

思うに、労働力の支出で、多くの場合不完全ながらではあっても対価が支払われて行く部分は公式組織に組入れられたところだけにその範囲が限定されている。非公式組織の中では、たとえば社会的に評価や組入れはなされても、経済的な対価支払の対象にはなっていない場合が殆んどであろう。（船長手数料やサービスへのチップはこの場合の例外であり、また、合名会社産業社員のプロ参加は、社会慣行的な支持を基盤にした一種特別な立法技術が生んだ特殊形態的な手当てに属する。）況して、公式組織にも非公式組織にも属さない価値評価から全く見放された労働力の支出があつて、全面的に個人的犠牲のままに放置せられた部分が可成りに大きく残されている。婦人労働には、この最後に述べた全く犠牲的浪費部分である個人的労働力の支出が極わめて多く婦人の犠牲による貢献部分になっていることを深く考慮しなければならないのではなからうか。家族を中間媒介項としてではあるが、スペインでは婦人の個人的労働力支出は次第に社会組織の中に組込んで評価せられ、やがて公式組織での対価支払の枠組の中でも次第に確保されて行く事情にあるであろう。ピラール女史の婦人部における業績はこのような方向推進過程の中に顕著に認められることになる。なお、ベルティカルからオリソントルへの労働運動の方向は、全国的な婦人労働組織化により、コミュニティー全域の（普遍的）利益の向上を目指して行くに違いない。婦人部の業績は、労働力支出の単なる個人的犠牲による浪費に過ぎない部分を社会的有用労働たらしめる方向に向けて組織組入れと評価を大きく促進拡大させたものであらうと思われる。

報告者は、昨年（1980年8月）メキシコ・シティーで開催された第6回IEA（国際経済学協

会) メキシコ世界会議の特に第6分科会(ラテン・アメリカにおける雇用と発展)に登録参加出席したが、その際、婦人労働が人口の都心集中傾向に大きな比重を持って、重大な意義を孕んだ問題提起になっていることを知った。第7回 I E A 世界会議は1983年にスペインで開催される予定の筈である。第6回メキシコ会議初日の総会におけるサムエルソン自身によってなされた「経済学の量から質への転換」の強調は、経済発展における格差拡大原因の究明を通して、婦人労働の今後にとっても、甚大な意味を加える勧告指針として注目されなければならないであろう。

上記は昭和56年5月29日(金)第11回日本労務学会(近畿大学)自由論題の部における筆者の報告要旨であるが、本稿では更に冒頭前掲書からの次のa, b二篇を研究ノートに加えて翻訳しておく。

a) 女性と経済発展

経済生活における女性の参加一周知のとおり、社会生活の実体を構成するところの一は稼働人口全体にそれが参加する度合によって計かられるのが普通であり、従がって、上記のこの行為は経済共同体の職業的かつ作業的領域に関するものである。上述の計測は、すぐ分かるように、たとえ、われわれが出発しなければならない最初の概算アプローチを結構構成するとは云え、生産課業における実際上の女性の役割を示すものでないことは明きらかである。

1960年の国勢調査によれば、未だ公表の段階でなく概算の予測見積合計であるが、イスパニアの稼働人口は前述の年に1,160万に達し、うち、950万が男で、210万が女性であった。

今世紀に入って全人口中にイスパニアの稼働人口が占める割合は漸増していることを説明の便宜上指摘しておこう。斯うして、1900年に稼働人口が全人口中の34.7%, 1950年には37.4%であったと見積られるに比し、1960年には38.3%に達していることになる。

極わめて広く確信されているにも拘わらず、基礎が無いのが残念であるが、イスパニアは世界の人口増加の大きな諸国の中に入っているとはあまりお世辞にも云えないのである。以前には結構平均並みの人口増加国の中に伍していたが、それでも0.5%の増加割合を越えたためしはなかった。これが、近年、15万人の割合で毎年人口増加を生じて来ている。

然し、わがイスパニア国は、100年単位で可成りの海外流出移民の割当をもった国となって来ている。従がって、年々生産過程に組入れられる人数は人口増加数にして示されたものに対比して可成り下廻わっているのである。

他方、イスパニアは経済発展計画を目標におく国であることを考慮に入れておく必要があり、それ以外の多くの性格側面(アスペクト)もあるが、稼働人口の本質的な数の引上げを予定しておくことを必要としているのである。然し、一またわれわれは今まで、経済活動における女性の参加に関してわれわれの論拠へたどりつくことを願って来たわけであるが一男性の労働力人口は若し女性によるいっそう広汎な助けがなければ、雇用の全必要数に対応できないものと思われる理由ははっきりしている。つまり、100人の男子のうち、わがイスパニア国での稼働者数は70人な

のである。そのような割合は世界の諸国のパーセンテージでも最大の国になっているが、現実には少児と病弱者がもっぱら消極的マイナス人口なので克服は難かしい。

逆に、女性では反対の見透しになっている。近年その女性の参加は増えてはいるが、未だ甚だ少なく、のみならず、男子に比べて全世界のトップにあり、女性については、イスパニアは稼働女性人口最少の国に入っていると云えるのである。事実、100人単位の女性の中で僅か14人が、男性についての稼働人口数についての経緯で次表に見られる対比を示しているに過ぎない。

男性と女性の各全人口数に占める男女稼働人口の割合（パーセンテージ）

年次	男	女
1910	57.95	8.89
1920	61.13	8.97
1930	55.60	8.33
1940	60.83	8.01
1950	67.74	11.78
1960	70.00	14.00

男性の導入はとりわけ1940年からはきわめて強力になされており、人口増加度から考えるとこれ以上の増大は困難であろう。逆に、女性には大きな可能性が存在している。つまり、上掲図表に従えば、稼働人口女性は100人中14人だけに過ぎないのである。問題のこの点から見ると、西欧諸国では女性の全人口数に対する稼働女性の割合は20%台となって来ており、スカンジナビア諸国では可成りにこれを上廻っている。

上記のことからわれわれは興味ある結論に到達する。つまり、経済発展の将来の統計では、生産的課業における女性のいっそうの参加を、肉体労働の面でも「女性を含めて計算に入れて考えなければならない」のである。つまり、そうでもしなければ、必然的に拡大されて行く労働職位（ポスト）をカバーして埋めることは不可能に違ひなからう。

労働及び職業のあらゆるポストへの女性のアプローチは、従がって、真に国家的な必須の要請なのであり、上記のそのことから、1940年以来生じているところに見られるとおり、遠慮会釈のない事態がどんどん出て来るであろう。だから、将来の経済発展は、その殆んどで、あらゆる部門における経済的課業での女性の参加がつきものになって現われると断定しても決して過言にはならないであろうし、また、女性の能力が男性のそれに勝っているような課業ではきわめてあっさりとなることが云えるのである。（41頁～44頁）

b) 経済行為における女性の参加

若しわれわれが経済生活における女性の最多参加を調べてみるにしても、経済分野から逸脱する性格側面に及んで行くことに気付くのである。つまり、上記のこの問題では、ほかにもそうした例は沢山あって、社会的なものと経済的なものが密接に関連し合っているが、しかも、実際に

は、両者の間に厳密な区別の設定がなされ得るのである。

然しながら、観念的には上記それら（社会的なものと経済的なもの）を分離区別して、検討することはできるのであって、こうして、初めに社会的性格諸側面を調べ、後に経済的性格側面へと移って行くことは可能なのである。是認できる第一のものは、工場にまた作業所に、商業活動に、大学に、及びきわめて多岐にわたる自由職業に、女性の広汎な参加が両性の最大の共存を生じたことであり、そうしたことが、悲観論者の予言に反して、最高にして健全な倫理へと導いて来た。

然しながら、上記の社会全体にくまなく行き互たったことには、女性に一つまり、人間性の半分に一最大限の生活における展開の可能性の少なからぬ便宜手段を与えて来たもうひとつの推移が結びついて来た。男性に対しての女性の最少限の独立は社会的な福祉を予想して来たのであり、しかもこのことがこの最後に述べた福祉の濫用の可能性を、大きく削除して来たのである。このようにして—上記の事情が続いても、数世紀の伝統は西欧キリスト教世界ではなんら害なわれることなく—経済生活における婦人の最大の参加が、きわめて高尚で、きわめて公正に、かつきわめて高度な意図での意欲的な社会のダイナミックな動きを起こして来たのである。

忌わしい社会的な災害として、一般に、最高に貴重な女性の性質力量のうちのあるものが失われる可能性が指摘せられ、また、それ故に既婚女性には家事からの疎外となり、職業若しくは雇用の執行には常に予想されるところである。然し、第一の点（女性の性質力量）については、女性にとって相応わしくない雇用若しくは労働形態なるものが存在することは確かである。また、第二の点（家事からの疎外）については、家事を放棄することなく既婚女性に従事させ得る課業の広汎な領域が存在する。とりわけ、上記の家事には近代的技術を与える諸便宜が考慮に入れられるのである。

今は経済的側面に集中することにして、良い意味での事柄の発生に、女性の職業への加盟組入れが、一国の稼働人口を質的に向上せしめる独特の可能性を構成し、年令制限の下限と上限を無理やりに設定することなく、全体の、それであってしかも、ひとえに新しい世代の福祉になるように維持できることを指摘したいと思う。上記のこの面では、イスパニアの情勢は批判的であると云える。つまり、男性人口が肉体的労働の職業の高度な函数的割合を有しており、一既に伸張性に乏しく一、かつ、他方で人口成長力は—移出民の出血で—成長によって生じて行く労働の全職位（ポスト）を埋めるためには充分であるとは思えない。

第二番目に、生産の課業への女性の導入は、男性だけで獲保され得る分業よりもいっそう完全でかつ醇化された労働の分割を設定することを可能ならしめる。事実、手工的及び頭腦的作業労働の広汎な全段階には、女性の適応性が、男性の適応性よりも優るものとして現われているものがあり、このことによって、生産的課業はよりいっそう完全に遂行され得るのである。

家族という視点からは、女性の労働は一甚だ多くの場合、妻について云うのではなく、家事で引続き仕事を続ける成年の娘たちのことであるが—家族のいっそうの所得を産み出しており、ま

たこのことにより、生活水準の引上げを見ているのである。

また、女性の生産的課業への組入れは、国民所得の増加を生ぜしめる。然し、この点では重要な弁解をしておかなければならず、その点われわれは慎重に熟慮しているわけであるが、更に後ほど詳しい検討をすることにしたい考えである。目下のところ、女性の労働がもたらす最大の所得は、もっぱら部分的ではあるが、家事におけるいっそう多くの費用によって潰ぶされていることだけを指摘しておく。つまり、家庭の主婦と、成年婦女子である娘たちを含めて、家事のなかで働いている人たちであり、また、家事の外で労働職位（ポスト）を持つときには、資産若しくはサービス用役を獲得する必要があるものであり、「外に出て」の外部の雇用に出なくてもよいときに、彼女ら自身上記のことを実行しているのである。この事実は、競争の可能性を有する事実を伴って、男性と労働の職位（ポスト）を競い合う際には経済的課業における女性の集団的参加を現出するという二重の不都合な出来事となっている。その実体は、利益の実体に比べて小さいとは云え、問題の表裏を見るためにはマイナス面の出来事に注意することが望ましい。

周知のとおり、一国の経済成長は、行為の量的改変だけで成立しているのではなく、この行為は、その質的側面性格（アспект）でもまた変化していることが窺われる。上記のこの第二の変化（質的变化）は、本質的に、第一次部門（農業、鉱業、漁業）が仮に静態を維持するにせよ若しくは、よしんば増加があるにせよ、手段の上で、その手段において技術の増大が労働の職位（ポスト）を削減して行く度合に伴って、経済活動の第二次及び第三次部門（工業企業及び役務サービス）の顕著な増加を構成する。

上記のこの現象は、「一人当たり」所得の水準を向上して、先進国としての地位に格付するまでにその経済を完全遂行して来たすべての諸国に生じているところであり、イスパニアでもまた既に発生していることは確かであって、つまり、近時、農業はわが国全稼働人口の45%の占有から、39%の留保維持に過ぎなくなって来ているのである。

大きな経済部門の一つに占められている労働人口の割合の変化は、きわめて重要な様相面を持っているが、にもかかわらず、時に、充分には考慮に入れられず、第二次及び第三次部門の活動の増加によって、一連の新規雇用が現われ、そうした雇用をカバーするためには女性の参加の要請せられることが成り立つ。従がって、経済発展は、女性の生産的課業への接近を便ならしめるのではなく、上記のこのアプローチを「必要なものとして要請」するのであると云える。つまりそのアプローチなしには、拡張がなされる際にいや応なしに現われて来る労働の新規職位（ポスト）をカバーすることは不可能に違いないからである。

上記のそのような情勢から、経済発展の課業における女性の参加を真剣に考えなければならないと思うし、また、疑念の余地なく、上記に述べた課業なるものについては、その経済発展そのものの準備過程へも考慮が必要である。

イスパニアでは、1960年の国勢調査には稼働人口としては1,160万人が存在し、うち、950万人は男で210万人が女であった。100人毎の男のうち64人が働らき、100人毎の女では13人が働い

ているに過ぎない。若し幼児と弱年の年少者及び老人という限界年令層を取除いたならば 100人の男のうちの90人と 100人中の20人の女性が現実に働いているのである。

従がって、一方では、稼働人口における男性の参加は、人口の自然増加が許す程度以上には左程大きくなり得ないであろうし、他方、経済発展は労働の職位（ポスト）の急速な増加を生ずるのであると思われる。上記のその事から、これら職位（ポスト）の割合が高まるには、働らく女性の手でカバーされなければならないことになる。

わがイスパニア国では、経済的課業における女性のその参加の増大は、必らずしも既婚女性数の強力な上昇を必要としないことを洞察しておきたい。つまり、若い独身女性の雇用の増大だけで約50万人に近い女性労働力が増加するにちがいないからである。例えば、20才から24才までの年令層で80万の独身女性があり、そのうち30万人だけが経済的に稼働しており、大部分の娘たちは家内役務を仰せつかっているのである。

最初に指摘しておいたように、上記のこの女性活動の不足は、主もに女性のための適当な雇用の無いことに明きらかに起因しているのである。のみならず、これもまたわれわれが指摘して来たことであるが、女性向きの上記のこれら雇用は、殆んどが経済発展の進捗に伴って大量に現われる雇用なのであり、それに応じてこの発展が、経済的課業における女性人口のより大きな参加への可能性の広汎なパイプとなり、大小様々の規模に多様化した工業企業ができ、及び、とりわけ役務サービス部門では莫大な数の諸行為（商店、事務所、ホテル等の）が男性のためよりは女性のためにいっそう好適な部門となってわれわれに手を貸してくれているのである。同時に、かつ、大々的な規模で、経済発展は広汎な女性の、自由職業への組入れをもたらし、しかもその訓練のためには中等若しくは高等教育度の勉強が要請される。衛生（医師、看護婦、見習等）関係及び教育（女教匠、教師、図書館員等）の広汎な分野は別としても、その他にも新聞社、弁護士職、科学調査、研究所の労働等々の諸部門が現われ、それらには女性のいっそうの参加が是非とも必要なものとなって来ている。

これからは、発展の課業への女性の参加を考慮しなければならないのであり、また、そのことによって、その発展から呈示されている事前の予備作業を進めることにもなるかも知れない。上記のことは、視野を高かめ、また効果を挙げて、婦人部が実施して来たいっさいの教養分野での甚だ重要な仕事の一つとなり得て来たのであり、その婦人部の素晴らしい実行こそが良き実証なのである。（45頁～50頁）